

### 3 設立，新株発行等における払込みの証明の特例

#### (1) 確認株式会社の場合

ア 確認株式会社を設立する場合及び確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）が新株を発行する場合における商法第189条第1項（同法第280条ノ14第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用について，払込取扱銀行又は信託会社（以下「払込取扱機関」という。）が行う株式の払込金の保管に関する証明は，義務ではなく，任意のものとされ，払込取扱機関は，法第189条第1項の払込金の保管に関する証明を行った場合にのみ，同条第2項（同法第280条ノ14第1項において準用する場合を含む。）に規定する払込金保管証明責任を負うものとされた（法第10条の5第1項，法第10条の10第1項本文）。

イ なお，新株を発行する場合において，当該新株の発行後に確認株式会社の資本の額が1,000万円を超えることとなるときは，この特例は適用されない（法第10）条の10第1項ただし書）。

#### (2) 確認有限会社の場合

ア 確認有限会社を設立する場合及び確認有限会社（資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）が資本を増加する場合における有限会社法第12条第3項（同法第57条において準用する場合を含む。）において準用する商法第189条第1項及び第2項の規定の適用についても，(1)と同様とされた（法第10条の5第2項，法第10条の10第2項本文）。

イ なお，資本を増加する場合において，当該資本の増加後の確認有限会社の資本の総額が300万円を超えることとなるときは，この特例は適用されない（法第10条の10第2項ただし書）。